

生活困窮者及びひきこもり支援に関する民間団体助成事業  
に関する質問及び回答

質 問	回 答
<p>○ 事業実施主体について、原則として1年以上の実績を有することとあるが、従前より生活困窮者等の支援を実施していた団体において、昨年度中に法人名や法人格を変更したり、取得等したりした場合は、1年以上の実績を有する団体と認められないか。</p>	<p>○ 従前の事業実施団体の活動について、引き続き現行の団体が実施していると認められる場合は、現行の団体について1年以上の実績を有する団体に含めるものとする。</p> <p>なお、そのような場合、事業の応募に際して、従前の団体における実績及び現行の団体の関係がわかる資料を添付されたいこと。</p>
<p>○ 法人の事務所を複数の都道府県に設置していることとされているが、複数の法人や自治体との間で協定等を結ぶこと等により広域的な活動を行っている場合は、広域的な活動を行っている団体として認められないか。</p>	<p>○ 複数の団体や複数の自治体と協働して事業を実施しているなど、広域的な事業を実施していると認められる場合は、広域的な活動を行っている団体に含めるものとする。</p> <p>なお、そのような場合、事業の応募に際して、事業実施を行う体制などがわかる資料を添付されたいこと。</p>
<p>○ 本事業の助成対象について、複数の市町村を対象地域として実施する事業については、本事業の助成対象となるか。都道府県内において広域的な事業を実施している場合どうか。</p>	<p>○ 対象地域を限定して生活困窮者等に対して直接的な生活上の支援を行う事業（居場所づくりなど提供場所が限定されている場合も含む）については対象外とする。都道府県全域を対象にした支援事業や、都道府県内で広域的に人材育成や理解促進及び支援団体の支援に関する事業を実施する場合については対象となり得る。</p>
<p>○ 実施主体の要件として、全国組織団体について会員等として加盟し</p>	<p>○ 会員制をとっていなくても、連携・協力する事業実施団体が一定数</p>

<p>ている団体数が 20 団体以上とされている。会員制をとっていないが、事業実施において連携している団体が全国的に存在している場合は全国組織団体として認められないか。</p>	<p>以上であれば、全国組織団体としての要件を満たす。</p> <p>ただし、今回の事業実施にあたって、事業実施団体と連携事業を行う場合には、全国組織団体と事業実施団体との間で委託契約や協定等を締結するなど、事業の実施責任等を明確にした上で実施されたい。</p>
<p>○ 対象経費のうち、賃金について団体の管理業務等にあたる職員の人件費、賃料・損料について団体の活動事務を行う事務所の賃料は対象外とあるが、本事業の実施にあたって必要となる部分について、必要経費として計上しても差し支えないか。</p>	<p>○ 本事業の業務に直接従事する者の人件費や、本事業の実施にあたり新たに事務室を借りる場合などの賃料については対象となり得る。</p> <p>団体等の管理職員や、本来事業の業務に従事しながら本事業の庶務等の業務の手伝い等を行う場合、団体の事務所の一角で本事業の業務を行う場合など、従来事業等の区分が明確にできない経費については対象外とする。</p>

※ 質問・回答については、今後順次追加する場合がありますので、申請を検討している団体においては留意されたい。